

大学奨学生願書のしおり

有馬育英会奨学金（無利子）

（応募出来る方）

来年度に大学または短期大学の第1学年に入学を目標にしている生徒が対象です。

（出願期間）

令和3年9月30日（木）（消印有効）

（※余裕をもって送付下さい。）

（奨学金の貸与額）

月額20,000円または30,000円のどちらかを選択出来ます。

（貸与期間）

入学した年の4月から、正規の最短修業年限の終期まで。

（送金方法）

3ヶ月ごとに3ヶ月分の奨学金を直接奨学生の指定銀行口座に送金します。

1・4・7・10月の1日の送金（銀行休業日の場合は翌営業日）

（その他）

他の奨学金との併用も可能で、出願者の連帯保証人は保護者でも構いません。

大学・短期大学における専攻分野の制約はありません。

(奨学生の資格・心得)

「資格」日本国籍を有し新大学・短期大学に在学を目指す健康な学生でありながら、経済的理由により、学費の支弁が困難なもの。

「心得」奨学生は本会の規定を守り、本会・学校の指示に従うとともに、常に奨学生の資質向上に努めること。

(出願方法と貸与の決定)

「出願書類提出方法」

応募希望生徒は、願書を担当の先生に提出し、在学高等学校を通じて必要書類と共に本会に郵送して下さい。

※願書はコピーしたものを使用しても構いません。

出願書類は定められた期日までに提出して下さい。

「奨学生選考について」

選考委員会の評議により採用の新奨学生を決定します。

必用がある場合には、口頭面接を実施する場合があります。

九州在住者の面接は、久留米にて本会理事が実施します。

願書選考期日：10月上旬～

選考：選考委員会による書類審査（願書・推薦調書・成績証明書・所得証明書等）が行われ、審議の上決定します。

選考結果：10月以降に在籍高等学校の学校長宛に文書で通知します。

(有馬育英会奨学生としての義務)

本会への報告や届出等を怠りなく行うこと。

本会ホームページの「卒業生だより」掲載などへの協力。

貸与終了後は滞りなく返還を行うこと。返還金が後輩奨学生への財源となります。

(返還の方法)

「返還期限」 貸与期間が終了してから、6ヶ月据え置き10年以内に年賦(12月)・半年賦(12月と6月)・月賦(毎月)のいずれかの方法で返還していただきます。

※貸与終了後に返還方法の中から選んで下さい。

「奨学金の利息」 無利子です。

「返還猶予」 大学院等への進学、留学などで返還が困難となった場合は、延滞前に速やかに東京事務局に申し出て下さい。事情を考慮し、一定期間返還が猶予される事があります。

「返還免除」 本人が死亡または、心身障害になるなどで返還が不能になった場合は、全部または一部が免除される事があります。

(応募提出書類)

1・奨学生願書 (本会所定のもの)

貸与を受けたいコースのどちらかを選択下さい。
連帯保証人は保護者(父または母)でも構いません。
保護者の所得証明欄には、所得証明書に記載してある所得金額を記入して下さい。
※年金は労災保険年金・国民年金・厚生年金・遺族年金・障害年金・その他の年金を一年間の合計額にて記入下さい。

2・推薦調書 (本会所定のもの)

在学高等学校の担当の先生に依頼し、学校の推薦をいただいで下さい。

3・成績証明書 各学校の書式のもので構いません。

4・所得証明書 (主たる家計支持者である保護者2名分)

所得証明書は市区町村役場・市区町村民税を扱う課などで受けられます。所得の無い人は「所得無し」や「課税台帳に記載無し」または「非課税」などの証明が受けられます。各市区町村発行の用紙のみ有効。

※源泉徴収表とは異なりますのでご注意ください。

5・生活保護受給証明書 (生活保護を受けている家庭のみ)

生活保護を受けている場合は、必ず提出下さい。福祉事務所で発行しています。

6・障害証明書 (就業困難な障害のある家族がいる場合のみ)

都道府県知事発行の障害者手帳・または保険福祉手帳のコピー・または各障害が解る必要書類。

※5・6は該当される方のみ提出下さい。

※提出書類について、不明な点は有馬育英会にお問い合わせ下さい。

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町2-6-2

水天宮道場ビル4階

一般財団法人 有馬育英会

担当 佐藤

TEL (03) 5623-9511